議案第４１号

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部改正について

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部を改正する条例

上越リゾートセンターくるみ家族園条例（平成元年上越市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表中「３３０円」を「３４０円」に改め、同表⑵の表上限額の欄を次のように改める。

上限額	
９：００～１８：００	１８：００～２１：００
３５０円	７００円
１７０円	３２０円
３８０円	７４０円

別表⑶の表中「２，０６０円」を「２，１００円」に改め、同表⑷の表を削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。